

自動車型式指定規則の一部を改正する省令新旧対照条文

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定の申請） 第二条（略） 第三条（略）</p> <p>第三条の二 法第七十五条第三項に規定する判定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 第三条第一項の規定により研究所に提示された自動車の構造、装置及び性能が、法第四十条各号に掲げる事項ごと及び法第四十一条各号に掲げる装置ごとに保安基準に適合すること。</p> <p>二 第三条第一項の規定により研究所に提示された自動車と同じ構造、装置及び性能を有する自動車均一に製作されるよう品質管理が行われていること。</p> <p>三 法第六十三条の三第一項に規定する改善措置の届出（以下この号において「改善措置の届出」という。）に関する重大な不正行為を行つた自動車製作者等（法第五十七条の二に規定する自動車製作者等をいう。）が行つた指定の申請のうち、当該改善措置に係る自動車の部品と同種のものが使用されている自動車に係るものにあつては、当該改善措置及び当該改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていること。</p> <p>（意見の徴取） 第四条（略）</p>	<p>（指定の申請） 第二条（略） 第三条（略）</p> <p>（意見の徴取） 第四条（略）</p>